

## 狂犬病予防注射を受けさせましょう

☎ 健康環境課 ☎ 62-2115

生後 91 日以上の子犬の飼い主の方は、狂犬病予防法に基づき、町に犬を登録し、毎年 1 回狂犬病予防注射を受けさせる義務があります。狂犬病は、人を含む全ての哺乳類が感染します。現在、日本では発生していませんが、日本の周辺国を含む世界のほとんどの地域で依然として発生しており、発症すると効果的な治療はなく、ほぼ 100% の確率で死亡します。

飼い主と愛犬を守るため、毎年必ず狂犬病予防注射を受けさせましょう。なお、飼い犬の登録をされていない方、死亡等で現在飼われていない方は、健康環境課へご連絡ください。

### ●犬の登録方法

健康環境課にて登録申請書を記入し、犬の鑑札の交付を受けてください。登録料 (3,000 円) をご持参ください。

### ●狂犬病予防注射の実施方法

最寄りの動物病院等で狂犬病予防注射を受けた後、健康環境課にて注射済証明書を提示し、注射済票の交付を受けてください。狂犬病予防注射済票交付手数料 (550 円) をご持参ください。

※犬の鑑札、狂犬病予防注射済票を亡失、き損させてしまった場合には、健康環境課で再交付申請をしてください。再交付手数料 (犬の鑑札 1,600 円、狂犬病予防注射済票 340 円) をご持参ください。

## 国民年金についてのお知らせ

☎ 郡山年金事務所 ☎ 024-932-3434  
予約受付専用電話 ☎ 0570-05-4890  
税務町民課 ☎ 62-2112

### ① 20 歳になったら国民年金に加入!

国民年金への加入は、日本に住む 20 歳以上 60 歳未満のすべての方に法律で義務付けられています。

将来、年金を受給するためには、10 年 (120 月) 以上の年金加入期間 (保険料を納めた期間 + 免除を受けた期間) が必要となります。就職や退職した場合は、国民年金加入、喪失の届け出をしましょう。就職をした方は新しい保険証、会社等を退職した方や扶養から外れた方は、健康保険資格喪失証明書等を持参し手続きをしてください。

### ② 国民年金保険料免除が必要な方へ

令和 2 年度の国民年金保険料の金額は、月々 16,540 円です。保険料の納付が経済的に困難な場合は、免除の申請手続きが必要です。学生は納付猶予の対象ですので、学生証や在学証明書と併せて申請してください。退職による申請においては、離職票等の添付書類が必要です。

また、令和 2 年 2 月より、新型コロナウイルス感染症の影響で納付が困難な場合にも申請が可能となりました。なお、免除等の申請の承認から 10 年以内であれば追納も可能ですのでご相談ください。

## 令和 3 年度保育施設・町立幼稚園の募集開始のお知らせ

町内の認可保育施設・町立幼稚園では、令和 3 年 4 月からの入所・入園申込を開始します。希望される方は、令和 2 年 10 月 20 日(火)～11 月 6 日(金)までにお申し込みください。

### ① 認可保育施設

#### ●資格要件

町内に住所を有し、児童の保護者や家族が共働き等で保育を必要とする児童

#### ●町内認可保育施設一覧

- (1) 鏡石保育所
- (2) 認定こども園ぶどうの木
- (3) 岡ノ内保育園

※対象児童の年齢や保育時間は園によって変わります。

#### ●申し込み方法 (必要書類)

- (1) 新規入所  
入所申込書、支給認定申請書、就労証明書等、その他必要な書類 (申込書は、福祉こども課、各保育施設にあります)
- (2) 継続入所  
入所申込書、支給認定証、就労証明書等、その他必要な書類 (現在入所中の児童には継続用の申請書が配布されます)

### ② 町立幼稚園

#### ●入園資格

- (1) 鏡石町に住所を有する幼児
- (2) 次の期間に生まれた方  
平成 27 年 4 月 2 日～平成 30 年 4 月 1 日

#### ●預かり保育

入園している園児について、預かり保育を実施しています。両親が職業を持つなど保育の必要性が認められる場合には無料で利用できます。

#### ●申し込み方法 (必要書類)

- (1) 新規入園  
入園願書、支給認定申請書、その他必要な書類 (申込書は、福祉こども課、幼稚園にあります)
- (2) 継続入園  
入園願書、支給認定証、その他必要な書類 (現在入園中の児童には継続用の申請書が配布されます)

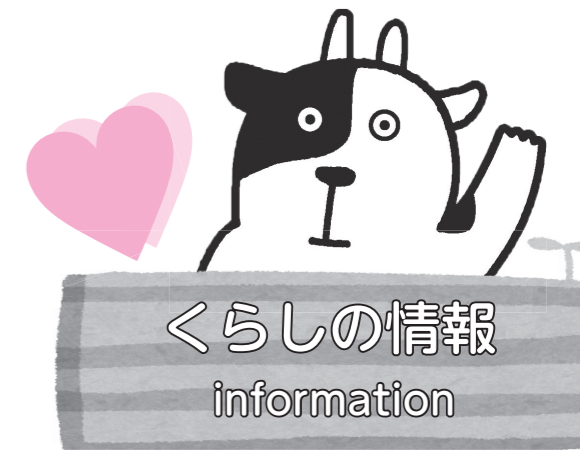
#### 【問い合わせ・申し込み先】

#### ●新規申込先

福祉こども課 (※継続での申込の場合は各施設へ提出してください)

#### ●問い合わせ先

- (1) 福祉こども課 (勤労青少年ホーム内) ☎ 62-2210
- (2) 教育委員会教育課 (鏡石幼稚園に関すること) ☎ 62-3459
- (3) 鏡石保育所 ☎ 62-2513
- (4) 認定こども園ぶどうの木 ☎ 92-3213
- (5) 岡ノ内保育園 ☎ 62-7068
- (6) 鏡石幼稚園 ☎ 62-3772



## 都市計画道路 国道 4 号線の変更に関する公聴会

☎ 県中建設事務所企画調査課

☎ 024-935-1449

県庁都市計画課 ☎ 024-521-7508

県では下記のとおり国道 4 号線の変更に関する公聴会を開催します。

- 日 時: 10 月 27 日(火) 18 時 30 分～
- 場 所: 矢吹町文化センター 大ホール

### 【都市計画案を縦覧します】

- 日 時: 10 月 6 日(火)～10 月 20 日(火)
- 場 所: 町都市建設課、県中建設事務所企画調査課 (郡山市)、県庁土木部都市計画課 (福島市)

### 【公述の申出を受け付けます】

公聴会で計画案に意見を述べようとする方は、10 月 20 日(火)までに縦覧会場に備え付けの用紙に必要事項を記入し、申出をしてください。

※公述できるのは、県中都市計画区域または県南都市計画区域内に住んでいる方です。

## 秋の行政相談週間

☎ 総務課 ☎ 62-2111

10 月 19 日(月)から 25 日(日)までの 1 週間は行政相談週間です。

行政相談は、役所 (国、県、市町村) や特殊法人 (NTT、JR など) の仕事に関して、苦情や困っていること、分からないこと、要望したいことなどについて相談に応じ、その解決をお手伝いするものです。

本年は新型コロナウイルス感染症のため、毎年実施していた「特設行政相談所」を開設いたしません。相談のある方は毎月第一日曜日を「町民相談の日」として、13 時 30 分から勤労青少年ホームにて相談所を開設していますので、お気軽にご利用ください。なお、相談は無料で秘密は厳守されます。

●行政相談員: 円谷光行 ☎ 62-4634

## まぐみ福島



総務省行政相談センター

行政相談マスコット「キクーン」

## 建築物の建築には“確認申請”が必要です



建築基準法や都市計画法の認識不足により、せっかく建てたマイホーム等が違反建築となってしまう事例が報告されています。

住宅の新・増築や建物の用途変更などの際には、事前に町や県と相談を行い、安全で安心な住環境をつくりましょう。

### Q1 建築物とは?

A1 建築基準法では、屋根があり、柱または壁があるものが建築物になります。屋根付きのテラスやカーポートも屋根と柱があるので建築物となります。

### Q2 自宅を増築したいが、確認申請は必要ですか?

A2 増築面積が 10㎡を超える場合は確認申請が必要です。なお、10㎡以内の増築の場合には確認申請は不要ですが、建築基準法で定められた基準に適合させなければなりません。

### Q3 ユニット物置、プレハブ倉庫、コンテナ等をホームセンターで購入し、置きたいのですが?

A3 物置などとして利用すれば基礎の有無にかかわらず建築物となり、確認申請が必要です。

### Q4 農業用倉庫を事務所や工場として利用したいのですが?

A4 鏡石町は都市計画法により、地域によって建築物の用途を定め、きれいなまちづくりを目指しています。地域によっては、農業用倉庫として建築できても、事務所や工場としては建築できない地域がありますので、事前に確認してください。

### Q5 違反建築になるとどうなるの?

A5 県の命令により工事の停止や使用の禁止、建物の除却、さらに命令に従わない者に対しては懲役または罰金が科せられる場合があります。

●問い合わせ先 都市建設課 ☎ 62-2116